

仙台市の昼間人口

(平成 22 年国勢調査 従業地・通学地による人口・産業等集計結果)

この特集は、平成 22 年 10 月 1 日現在で実施された第 19 回国勢調査の「従業地・通学地による人口・産業等集計結果」のうち、仙台市に関する主要な結果をまとめたものです。

用語の解説

1 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいいます。「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むこととなっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むこととなっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなしました。

2 年齢

年齢は平成 22 年 9 月 30 日現在による満年齢です。なお、平成 22 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は 0 歳としました。

3 従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおり区分しています。

自市区町村で従業・通学—従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅—従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先がここに含まれます。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工・左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれます。

自宅外—常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で従業・通学—従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆる常住地からの流出人口を示すものです。

自市内他区—常住地が 20 大都市（政令指定都市及び東京都特別区部）にある人で、同じ市（都）内の他の区に従業地・通学地がある場合

県内他市区町村—従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

他県—従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するために来るということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものです。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇業者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれ

ぞれ従業地としました。従業地が外国の場合は、便宜上、常住地と同一の市区町村としました。

また、ふだん学校に通っていた人であっても、調査期間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここでいう「通学者」とはせず、「就業者」としています。

(流出人口(通勤・通学者))

A市における「流出人口(通勤・通学者)」とは、A市に常住しA市以外へ通勤・通学する人口をいい、「流入人口(通勤・通学者)」とは、A市以外に常住しA市に通勤・通学する人口をいいます。

(昼間人口と夜間人口)

従業地・通学地による人口(昼間人口)とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口です。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については、考慮していません。また、常住地による人口(夜間人口)とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口です。

例 A市の昼間人口=A市の常住人口-A市からの流出人口+A市への流入人口

(昼夜間人口比率)

昼夜間人口比率は、常住人口100人当たりの昼間人口の割合で、100を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示しています。

例 A市の昼夜間人口比率= $\frac{\text{A市の昼間人口}}{\text{A市の常住人口}} \times 100$

(利用交通手段)

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段をいいます。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、2種類以上を利用している場合はそのすべての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計しました。

徒歩だけ—徒歩だけで通勤・通学している場合

鉄道・電車—電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合

乗合バス—乗合バスを利用している場合

勤め先・学校のバス—勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合

自家用車—自家用車(事業用と兼用の自家用車を含む)を利用している場合

ハイヤー・タクシー—ハイヤー・タクシーを利用している場合(雇いあげのハイヤー・タクシーを利用している場合も含む)

オートバイ—オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合

自転車—自転車を利用している場合

その他—船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合